

日本脳炎の 予防接種

受けていない人に救済措置を実施

予防接種法の一部が今年8月末に改正され、日本
脳炎定期予防接種の第Ⅰ期接種が完了していない
人へ救済措置が行われるようになりました。

日本脳炎の定期予防接種スケ
ジュールでは、第Ⅰ期（3歳以上
7歳6カ月未満が対象）に3回、
第Ⅱ期（9歳以上13歳未満が対象）
に1回の接種機会があります。

ところが、日本脳炎ワクチンを
接種した後に重症の副反応を発生
した事例があったことから、平成
17年5月30日から、日本脳炎定期
予防接種の積極的な勧奨が差し控
えられてきました。

その後、新たに開発されたワク
チン（乾燥細胞培養日本脳炎ワク
チン）が平成21年6月から使用で
きることになり、第Ⅰ期の対象者
に対して、平成22年4月から新ワ
クチンでの接種の積極的な勧奨が
再開されました。

そして、平成17年5月から積極
的な勧奨が差し控えられていた期

間中に第Ⅰ期の接種を受けなかつ
た人に対して、予防接種の機会を
確保することが必要となったため、
平成22年8月末に、予防接種法の
一部が改正されました。

第Ⅰ期の接種を逃した人に 救済措置

予防接種法の改正を受けて、市
では、平成17年5月から第Ⅰ期の
ワクチン接種を受けなかった9歳
以上13歳未満の人で、接種を希望
する人に、救済措置を行います。

救済対象の人には、救済用の問
診票を個別に送付します。

対象Ⅱ平成10年4月2日以降生ま
れの人で、第Ⅰ期の予防接種
（3回）が終了していない人（接
種時に3歳以上7歳6カ月未満
の人は従来の定期予防接種の扱

いとなります）
接種期間Ⅱ13歳の誕生日の前日ま
で
接種医療機関Ⅱ市内個別予防接種
契約医療機関

第Ⅱ期対象者も新ワクチン の接種が可能に

第Ⅱ期対象者（9歳以上13歳未
満）には、新ワクチンの使用が認
められていませんでしたが、今回
の法改正で新ワクチンでの接種が
可能になりました。

ただし、現時点では第Ⅱ期の対
象の人に積極的な勧奨は行ってい
ません。

流行地域へ渡航する人などで、
本人または保護者が希望する場合
には、接種を受けることは差し支
えありません。また、第Ⅱ期接種
対象の人は第Ⅰ期の接種が終了し
ていることが必要です。

小学6年生以上の人で、日本脳
炎第Ⅱ期を平成17年5月以降接種
ができなかった人に対しては、国

で救済措置を検討中です。新しい
情報が入り次第、「広報なりた」
や市ホームページなどでお知らせ
します。
※くわしくは健康増進課（☎27-
1111）へ。

定期予防接種対象者と救済措置対象者

生年月日	平成17年 当時の年齢	平成22年 接種時の年齢	国の 救済措置対象者
平成19年生まれ	—	3歳	3～7歳6カ月の人は 従来通りの定期予 防接種対象です（現 在手元にある問診 票を使用します）
平成18年生まれ	—	4歳	
平成17年生まれ	—	5歳	
平成16年生まれ	1歳	6歳	
平成15年生まれ	2歳	7歳	9～12歳が救済措置 対象者です（救済用 問診票を送付しま す）
平成14年生まれ	3歳	8歳	
平成13年生まれ	4歳	9歳	
平成12年生まれ	5歳	10歳	
平成11年生まれ	6歳	11歳	
平成10年生まれ	7歳	12歳	